

報道発表

平成 25 年 4 月 4 日

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針案
に関する意見募集の結果について

平成 24 年 11 月 22 日付けで実施しました、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針案に関する意見募集の結果について、お知らせします。

1. 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間：平成 24 年 11 月 22 日～平成 24 年 12 月 21 日
- (2) 告知方法：文化庁ホームページ、報道発表等
- (3) 意見提出方法：郵送、電子メール、FAX

2. 提出意見総数

175 通 236 件

3. 提出意見の概要及び意見に対する考え方

別紙のとおり。

＜担当＞ 文化庁文化部芸術文化課
課長補佐 吉田 梓（内線 2824）
企画調査係長 石川 雅史（内線 2828）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2826（直通）

総論

劇場、音楽堂等が、全ての事項に取り組み、成果をあげることは極めて困難。いずれの事項又は内容に力点を置くかは各劇場、音楽堂等によって異なってよいこと、設置理念、規模、地域性など、それぞれの実情に応じて選択して取り組むべきであることを明らかにしていただきたい。

御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の設置目的、実態等が多様であることを踏まえ、本指針において、設置者又は運営者の取組に関する事項の実施については、「設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ」ること、「設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案」したり、「必要に応じ」行うことを記載しています。

①十分な実績のある施設（＝都市型大ホール）を基準として各指針が定められており、②実績が少ない施設（＝地方の中小規模ホール）については、「できるだけ①に準じる」と述べられている。しかし今後、各地域における劇場の役割を再構築していく過程では、都市においても地方においても、本法が重要な指針であることは同じであり、曖昧な基準はなるべく避けていただきたい。また、実演芸術や専門の人材配置の「程度」によって劇場を分類することは、定量的な価値判断に集約されていく可能性がある。したがって、「相当程度実施」や「人材配置」といった条件的な表現を省き、①に指針の中身を集約する構造にすべき。

御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等によって設置目的、実態等が多様であることを踏まえ、各劇場、音楽堂等の設置目的、実態等に応じて、設置者又は運営者が事業の活性化に取り組む際の指針を示しているところです。

劇場・音楽堂という名称が当館のような専門ホールではない文化施設にとっては違和感もある。国内には同様な多くのホールがあるため、それらホールが自己の問題として意識できないのではないか。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定するとおり、「劇場、音楽堂等」とは、「文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの」をいいます。これに該当する施設であれば、文化ホール、文化会館、市民会館、公会堂、演芸場、能楽堂その他これらの機能を有する複合多目的施設など、名称・規模を問わず対象となります。御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨を周知する際に留意したいと思います。

設置者・運営者に「民間事業者」も何らかの形で対象に入れるべき。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律においては、第10条第1項第2号の規定からも明らかなおおり、「劇場、音楽堂等」には民間事業者が設置するものも含まれており、また本指針も同法律の規定に基づき記載しています。御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。

指針が活動（企画、調整、交渉、実施、事務処理等）への新たな制約となったり、ネガティブ（取組が不十分など）な評価基準となったりすることがないように配慮すべき。

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、設置者又は運営者の取組について目指すべき方向性を示すものであり、各劇場、音楽堂等に制約を課すものではありません。御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。

法律の「劇場、音楽堂等の活性化」が、指針では「劇場、音楽堂等の事業の活性化」となっているところ、「事業」について何らかの定義または説明が必要。（例えば、法律で示されている主な事業の再掲も考えられる。）指針に「事業」を入れた理由が理解できるようにした方がいい。

御指摘の点につきましては、本指針第1において、「この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。」と記載しており、本指針における「劇場、音楽堂等の事業」とは法第3条各号に規定されたものを指します。文部科学大臣が、同法第16条の規定に基づき、劇場、音楽堂等の事業を活性化するための取組に関する指針を定め、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者が本指針を踏まえ事業を活性化するための取組を行うことにより、各劇場、音楽堂等の活性化が図られるものと考えています。

前文において、『「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能』が謳われているが、本文では地域文化への貢献についての言及が少ない。第二にも設置者又は運営者の取組に関する事項として「地域の文化・まちづくりへの貢献に関する事項」を書くべき。

本指針においては、御指摘のように前文で「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能について述べているほか、本文の第2-2（1）において、劇場、音楽堂等は、実施することを決定したそれぞれの事業については、「利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする」と記載し、地域住民を含めた利用者等のニーズ等に対応した事業を実施すべきことを記載しています。また、第2-4（1）イにおいて、地域住民を含めた利用者等への実演芸術に親しむ機会の提供などについて記載しています。

前文にある社会包摂の機能を有する基盤としての役割について具体的に示して欲しい。

御指摘の点につきましては、第2-4（1）イにおいて「利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること」と記載するとともに、第2-2（1）などにおいて、「利用者等のニーズ等」への配慮について記載しています。

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>前文「実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない」を実現するための掘り下げがなされていない。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5イにおいて「近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関の間でも連携・協力をを行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあつては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること」、ウにおいて「利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること」(※)と記載しています。</p> <p>御指摘の点につきましては、今後の事業の実施も含め、参考とさせていただきます。</p> <p>※意見募集の「より質の高い実演芸術の公演を効率的に制作する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供等を行うこと」との記載から修正しました。</p>
<p>本指針案は、網羅的であるため、各論点の重要性の度合いがやや不明確となっていることは残念。このため、特に次の点についてさらに具体的な記述がなされることを期待したい。</p> <p>(1) 実演芸術団体等の意義及び活動の重要性を明示すること。</p> <p>劇場、音楽堂等と実演芸術団体等との適切な連携の強化は、活性化を進めるにあつての基本的な方向性であり、そのため、その前提となる実演芸術団体等の意義及び活動の重要性を強調して明示することが望ましい。</p> <p>(2) 設置者が実演芸術団体等についての明確な認識を持つよう強調すること。</p> <p>上記(1)と同様の理由から、運営者はもとより設置者においても、劇場等の運営に当たり実演芸術団体等が果たすべき役割の重要性について明確に認識するよう強調しておくことが望ましい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、実演芸術団体等の役割について、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第5条に「実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする」と規定されており、その役割の重要性を踏まえ、本指針においても、第2-3、4、5など様々な箇所、実演芸術団体等との連携・協力の必要性について記載しています。</p>
<p>第2 4.(2)アイ、5.、7.イ、第3 1.イ、2.イク、3.において、劇場、音楽堂等の連携先に「アートNPOなどの文化芸術組織等」のような専門性を持つ地域の組織を指す文言を追加すべき。</p>	<p>御指摘の点につきましては、「実演芸術団体等」に含まれるものと整理しています。</p>
<p>前文</p>	
<p>劇場法の前文の記述に合わせ、「さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、(「劇場、音楽堂等は、」は削除)国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。」とした方がわかりやすい。</p>	<p>前文を以下のとおり修正しました。</p> <p>「さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。」</p>
<p>1. 運営方針の明確化に関する事項</p>	
<p>劇場、音楽堂等はその運営実態が多岐に渡り、自主事業を行っていない文化施設などは、果たして運営方針が必要か、疑問などもある。</p>	<p>劇場、音楽堂等の設置目的、実態等は多様ですが、それぞれの事業の活性化を図る観点からは、運営方針を長期的視点に立って明確に定めることが重要であると考えています。</p>
<p>2. 質の高い事業の実施に関する事項</p>	
<p>質の高い事業の具体的な内容及びその評価方法を明示して欲しい。</p>	<p>質の高い事業とは「創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業」などを指します。また、評価については、第2-2(2)において、「適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする」ことなどを記載しています。</p>
<p>自主制作公演、主催公演と同様に、買取公演や貸館公演(施設利用)等も、劇場、音楽堂等の運営や事業展開、地域の芸術文化振興にとって極めて重要な事業であることを明らかにすべき。</p>	<p>「劇場、音楽堂等の事業」とは劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第3条各号に掲げるものを指し、御指摘の買取公演や貸館公演(施設利用)等も含まれます。本指針第2-2(1)において、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第3条に規定するこれらの事業の全部又は一部について、各劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施すべき事業を適切に決定すべきことを記載しています。</p>
<p>(1)に記されている内容を全ての劇場、音楽堂等に求めることは極めて難しい。指針として示されている人材や職能を常時必要とする劇場、音楽堂等は、我が国では極一部の劇場、音楽堂等に限り期待する内容である現状を踏まえる必要がある。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-2(1)において、「設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、」と記載していること、各劇場、音楽堂等の実態等に応じて取り組んでいただきたいと考えています。</p>
<p>(1)アからウのような区分、特にア、イのような分け方は望ましくない。「地域」の特色を生かしている、イの色合いが強いがアのように企画・実施を担う施設も多いと思う。このような区分は、地域の特色を活かせる個性のある劇場ができていく画一的なものになってしまう。</p>	<p>御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の設置目的、実態等が多様であることを踏まえ、各劇場、音楽堂等の設置目的、実態等に応じて、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者が取り組む際の指針を選択的に示していること、劇場、音楽堂等を類型化するものではありません。</p>

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>評価（とりわけ定性評価）に当たっては、観客を含め、どれだけ幅広く多くの人々から満足や共感を得ているのかを軸に据えるべき。特に、公立施設にあっては、多くの住民（納税者）の支持を受けていることが重要な指標となると考える。</p>	<p>劇場、音楽堂等の評価につきましては、第2-2（2）において、「評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある」などと記載しています。</p>
<p>（2）「適切な評価基準を設定し、」とあるが、評価基準自体が各地方公共団体で異なることになる。そこで、ある程度の基準を国において示すべき。（もう少し具体的な評価内容や評価する者の資質など）</p>	<p>本指針においては、劇場、音楽堂等の事業の評価に当たっての基本的な進め方や留意点等を示しています。具体的な評価基準や評価方法の設定は、本指針を踏まえ、それぞれの設置者において適切に行われるべきものと考えますが、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための評価の在り方については今後とも検討していきたいと考えます。</p>
<p>地方においても鑑賞機会をつくり、または幼いころから地域や学校教育の中で実演芸術に触れる機会をつくるなど広く社会に普及するよう学校などと連携を図りすすめていくべき。</p>	<p>所在する地域にかかわらず多様な鑑賞機会を提供することについては、第2-5イにおいて「近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあっては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること」、ウにおいて「利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること」（※）と記載しています。</p> <p>さらに、幼い頃から実演芸術等に触れる機会を提供することについては、第2-4（2）において「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする」と記載しています。</p> <p>御指摘の点につきましては、今後の事業の実施も含め、参考とさせていただきます。</p> <p>※意見募集の「より質の高い実演芸術の公演を効率的に制作する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供等を行うこと」との記載から修正しました。</p>
<p>法律の前文に書かれた、「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない」という趣旨を指針に反映させるため、具体的には、アに以下の文を付け加えられないか。 「公演の実施にあたって、何らかの障害があつて鑑賞に適さない人への補助手段付きの公演を、継続的に講じること。」</p>	<p>第2-4（1）イにおいて、「教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること」と記載しています。また、第2-2（1）に以下を追加しました。 「<u>エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。</u>」</p>
<p>3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項</p>	
<p>（1）ウに、学生が長期的に劇場、音楽堂などで専門的業務に携わった場合には、それを単位として認可する旨を追記すべき。単位として認可することで、劇場、音楽堂などの業務に興味のない学生も体験してみようという気になる可能性があるとともに、他の授業で取るべき単位が減る分、学生がその活動に力を入れられると思うため。</p>	<p>本指針においては、第2-3（1）において専門的人材の養成に当たって、劇場、音楽堂等と大学等が連携・協力するよう努めるべきことを記載しており、御指摘のような具体的な単位認定等の実施については、各大学の判断により、実施されるものと考えています。</p>
<p>劇場、音楽堂の人的体制の構成、配置、責任の所在（設置者と運営者）などについては、連携・協力する関係機関にとってかなり重要な要件になるので、指針として、より具体的に言及されていることが必要。 劇場、音楽堂が設置目的を明確に定め、それぞれの実態等を勘案しつつ、幅広い年齢層の利用者、地域のニーズ等に対応できる長期的視点からの運営方針によって目的を実現するため、高い水準の事業を実施するために必要な職能について、 芸術監督 プロデューサー プログラム・ディレクター（教育、人材育成、公演、国際交流） キャスティング・ディレクター（公演）テクニカルディレクター（技術全般） マーケティング・ディレクター（地域、事業別、パブリシティ） などが、不可欠。</p>	<p>本指針においては、専門的人材の養成・確保について、劇場、音楽堂等の設置目的、実態等が多様であること等を踏まえ、基本的な事項について記載しているところです。</p>
<p>会館のある地域の人間が、利用しやすくアイデアを出しやすい組織組みとして、観客を集める為には、地域の人間が関心や参加を持てる事業を行ないつつ、内外の優れた作品を（ビッグネームでなくても）確実に紹介してくれる芸術監督（地域の人間と交流でき、その土地の魅力や個性を判っている、あるいは判ろうとする監督）が会館に居て欲しい。</p>	<p>劇場、音楽堂等における専門的人材の配置については、第2-3（2）において、御指摘の芸術監督に該当するような人材を含め「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置する」よう努めるべき旨記載しています。</p>

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>専門的人材の養成として、芸術家の養成を含めることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化が促進されるものと考え、指針に実演家の養成を含めるべき。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3において、「実演芸術を創造する能力」を有する人材として、養成を行うべき「劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材」に含まれるものと整理しています。</p>
<p>照明家協会が望んでいる専門性と技術性を兼ね備えた技術職員の配置を謳っていただくことに加え、舞台技術職員の要件として、創造的作業の経験値のある職員を全技術職員の中の一定以上の割合で加えることを加筆いただきたい。</p>	<p>御指摘の「技術職員」につきましては、第2-3(1)に記載する「舞台関係の施設・設備を運用する能力」を有する専門的人材に含まれるものと整理しています。また、具体的な配置の在り方については、基本的に、それぞれの劇場、音楽堂等の設置者・運営者において適切に判断されるべきものと考えます。このため、本指針においては、(2)に「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置する」よう努めるべき旨記載しています。</p>
<p>(1)において、「養成を行うよう努めるものとする」と書いてあるが、地方公共団体が設置した劇場においては、どうしても人材の養成がその地方公共団体の範囲内にとどまるよう求められる。指針において、是非、地域を超えた人材養成、地域をまたがる人材交流を、後押ししてほしい。具体的には、(1)の本文の後に、以下の文を追加してほしい。 上記の研修、交流の実施にあたっては、地域を越えて全国規模での活動が必要であり、劇場・音楽堂の所在地の地方公共団体の理解を求める必要がある。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3(1)において「他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする」と記載しており、地域を超えた人材養成、人材交流も含まれるものと整理しています。また、第2-5イにおいては「所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと」を記載しています。</p>
<p>(1)アの施設の「専門的人材」のキャリアアップのためにもその研修の場を国内のみならず海外にも求められるような支援体制について言及されると望ましい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3(1)において、「他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする」と記載しており、海外における研修も含まれ得るものと整理しています。また、第2-6イにおいて、「海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行う」ことについても記載しています。さらに、文化庁においては、音楽、舞踊、演劇等の各分野の新進芸術家等（技術者、プロデューサー等を含む）に海外で実践的な研修に従事する機会を提供する施策を講じています。</p>
<p>(1)「他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体、専門職能団体等及び大学等」としていただきたい。同様に、(1)ウを「劇場、音楽堂等や実演芸術団体及び専門職能団体等の専門的人材」としていただきたい。「専門職能団体」を明示していただくことで、指針における専門的人材に舞台スタッフも含まれていることがより具体的になり、劇場、音楽堂等や大学等との連携が深まることが期待できる。</p>	<p>「実演芸術団体等」とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第5条において「実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家」と定義しており、御指摘の専門職能団体も含まれるものと整理しています。</p>
<p>「ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、(1)に例示した専門人材の能力の類型等を勘案しつつ、より質の高い利用者サービスや場の提供及び支援を継続的に実施する観点から、その設置または運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門人材の範囲を検討するとともに、職制を整理し、専門人材の配置及び充実を図ること。また、より質の高い事業を実施するため、他の劇場、音楽堂等間の連携とネットワークを図りつつ、事業間相互の調整機能が果たされるよう、人材の資質向上に努めること。」と、より具体性を高めるために、いくつかの方策を追加すべき。</p>	<p>第2-3(2)イを以下のとおり修正しました。 「イ ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。」</p>
<p>実演芸術の公演や企画を、今後相当数実施しようとするれば、独自の実演芸術を創造し行うに必要な人材の職能や専門的な人材が必要な範囲・職域・職務権限など整理され、それが施設設置者や運用者に理解され劇場の運営管理組織の中ではぐくまれるような仕組みや取り組みが必要になると考える。そのような人材は、地域の枠を超えて創作に関わる劇場・音楽堂の専門職が実演芸術の現場に携われる仕組み作りも有効かと考える。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3(2)に「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする」と記載しており、また第2-5イに「近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関の間でも連携・協力を行うこと」と記載しています。</p>

主な意見の概要	文化庁の考え方
(2) ア既に能力のある専門的人材、ベテランスタッフの配置は、劇場の安全面、専門性から考えて必然であるとともに、劇場の専門人材の育成は、OJTで培われる部分が大きく、まだ能力のない若手から登用し、育成していくための枠を確保していくことが重要。	御指摘の件につきましては、第2-3(2)アにおいて、若手の専門的人材の配置の必要性も踏まえて「年齢構成に配慮」すべき旨記載しています。
これまでの人材養成をさらにステップアップさせるために、アートマネジメントの資格認定制度の導入も視野により踏み込んだ表現にすべきであり、「実践的な知識及び技術等の能力や資格を習得するための研修その他の養成のための機会」とすべき。	実演芸術に関する専門的人材について、資格制度を設けること、特に資格を有している者のみが一定の業務に従事できるような仕組みを設けることについては、その必要性、効果等について十分慎重に検討する必要があると考えます。
4. 普及啓発の実施に関する事項	
(1) 劇場における福祉の対応については、常設化、定期化が重要。車いす対応だけでなく、目の不自由な人への対応、耳の不自由な人への対応のマニュアル化、定期化そして地道な継続が必要。	第2-4(1)イにおいて、「教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること」と記載しています。また、第2-2(1)に以下を追加しました。 「エ 年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。」
子どもたちが実演芸術にふれることができるよう切に求める。	第2-4(2)において「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする」と記載しています。また、文化庁では子どもたちに優れた実演芸術等を鑑賞する機会を提供する「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」等を実施しており、御指摘の点につきましては、今後の参考にさせていただきます。
(1) イにおいて、教育機関、福祉施設、医療機関等との連携・協力を求めているが、「関係地方公共団体」も加えるべき。	事業を実施する機関に着目して、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関との連携・協力について記載しておりますが、実際の連携・協力に当たっては、公立機関の場合には、設置者である関係地方公共団体との連携・協力も図られるものと考えます。
4.(1)-イ「教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ・・・」とあるが、それぞれのホールや劇場は地方自治体の中でも所轄が異なり、温度差もあることから、相互の連携が難しいという問題がある。また、地方自治体の担当者が短期間で交代すること、指定管理者などへの丸投げ行政も問題。指針を地方自治体の中（例えば教育委員会や厚労省管轄の福祉関連組織など）で徹底できないか。	御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。
アートマネジメントの専門家の育成と並行して、学校等受容する側が体勢を整えることが重要。受け取る側の準備ができることにより専門家の働きかけがはじめて効果的に作用すると思われる。	御指摘の件につきましては、第3-3において「本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる」と記載しています。
観る側の質の向上に努める一文を入れるべき。	御指摘の点につきましては、第2-8(1)ウに「普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること」と記載しています。
5. 関係機関との連携に関する事項	

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>ホールと特定の実演芸術団体とのフランチャイズや準フランチャイズ、レジデントなどは、双方に利点のある取組となっていることから、「連携・協力のモデル」について具体的に言及していただきたい。詳細な記述は「通知」によるとしても、本指針においても、今一歩具体的に言及いただきたい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5に「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする」と記載しています。</p> <p>また、5ウを以下のとおり修正しました。</p> <p>「ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。」</p>
<p>劇場、音楽堂等の活性化を図る上で重要な取組の一つである「連携モデル」として、より質の高い実演芸術の公演、鑑賞、体験の実現、施設の効果的な利用の観点から、劇場、音楽堂等と実演芸術団体等にとって相互に利点のある「本拠地」提携を具体的に示し、設置者である地方公共団体及び運営者、実演芸術団体へ奨励することが必要。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5に「設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする」と記載しています。</p> <p>また、5ウを以下のとおり修正しました。</p> <p>「ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。」</p>
<p>「多様な提携」を試み、共同制作、巡回公演とならんでその情報を共有する取組を促すことが重要。</p>	<p>5ウを以下のとおり修正しました。</p> <p>「ウ 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。」</p>
<p>多様な「実演家等の配置」を特記されることを要望。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3「劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材」のうち「実演芸術を創造する能力」を有する人材に含まれるものと整理しています。</p>
<p>5. 「他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体、専門職能団体等、教育機関等」としていただきたい。</p> <p>質の高い芸術公演を制作し創造するには舞台スタッフの専門的な職能が必要不可欠。「専門職能団体」を明示していただくことで、指針における技術提供や国立の劇場が有する専門的知見に舞台スタッフ等が含まれていることがより具体的になり、劇場、音楽堂等や教育機関等との連携・協力が深まり、舞台スタッフの育成にもつながることが期待できる。</p>	<p>「実演芸術団体等」とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第5条において「実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家」と定義しており、御指摘の専門職能団体等も含まれるものと整理しています。</p>
<p>④新国立劇場で創作された舞台作品は、東京だけでなく、多地域で上演することを義務づけるべき。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5エに「国立劇場及び新国立劇場にあっては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあっては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること」と記載しています。今後とも、新国立劇場等と他の劇場、音楽堂等との連携・協力を促していきたいと考えます。</p>
<p>7. 調査研究に関する事項</p>	
<p>調査研究としては、まず自分たちが存立する地域、市場（商圏）自治体であれば自治体圏の文化芸術についての把握と分析が必要であり、地域市場の専門家にならないといけない。同時に、分析的に適正、適切で、説得力ある分析、提示能力を鍛えることが必須。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-7「実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等」に含まれるものと整理しています。</p>
<p>8. 経営の安定化に関する事項</p>	
<p>(1)イ「当該劇場、音楽堂等の事業についての支持の拡大に努めること」について、「事業についての支持の拡大に努めること」ではなく、「当該劇場、音楽堂等」への「支持の拡大に努めること」の方が適切ではないか。</p>	<p>第2-8（1）イを以下のとおり修正しました。</p> <p>「イ その設置又は運営する劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。」</p>
<p>設置者、運営者は財源を確保するように努めるのは当然。海外の劇場においては、芸術監督クラスの間人が実演は当然のこと、経営、方針、財源確保、寄付などに積極的に関わっている。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-8（2）において、「当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めるものとする」と記載しています。</p>
<p>9. 安全管理等に関する事項</p>	

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>計画を立てるだけでなく、先延ばしせず着実に実施することが重要であるとの観点から、「特に、経年劣化した施設及び設備の改修等については、設置者において計画を立てるとともに、着実に実施するために」とすべき。</p>	<p>第2-9(1)を以下のとおり修正しました。 「特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。」</p>
<p>(1)において、「設置者と運営者との間でそれぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする」とあるが、施設改修に係る修繕等は基本的に設置者側の負担であるべきであり、運営者側に過度の負担が押しつけられることのないよう留意すること等を追記できないか。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-9(1)において、運営者側に過度な負担を強いられることなどのないよう、「適切な分担を図るよう努めるものとする」と記載しています。また、以下のとおり修正しました。 「特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。」</p>
<p>公文協の安全マニュアルは最低限民間の劇場・音楽堂にも徹底したい。</p>	<p>第2-9(2)を以下のとおり修正しました。 「(2)設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。<u>この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。</u>」</p>
<p>それぞれの劇場、音楽堂等がその独自性にだけ依拠して個別ばらばらに規程を定めるのではなく、全国的な共通の基準に沿ってそれぞれの劇場、音楽堂等の独自の規程を定めるのが、実演芸術の公演実施の実態から妥当。 『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』は幅広い関係者の合意によってまとめられたものであり、この『ガイドライン』に沿って個別の劇場、音楽堂等と実演芸術団体等がそれぞれの「安全管理に係る規程」を整備することが望まれます。なお、安全管理は豊かな実演芸術の創造を円滑に行うためのものであり、単なる管理のために規程墨守に陥り、硬直的な運用にならないよう注意が必要。</p>	<p>第2-9(2)を以下のとおり修正しました。 「(2)設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。<u>この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。</u>」</p>
<p>劇場関連の施設、設備並びに関連する人材については、かかる基準等は整備されているとは言えぬ現状。指針の実施に当り、(公社)劇場演出空間技術協会の基準等を活用できる体制を整備することが出来れば“劇場、音楽堂等が安全かつ快適な維持される”為に極めて有益。 専門的な技術、技能、技量を有する人材を活用し設置者及び運営者が安全管理を適切に行い得る体制整備に協力すると共に、かかる人材の育成を関係機関(たとえば専門職能団体等)と協力、連携の上実施することが劇場、音楽堂等の運用技術の向上のために重要であり今回の標記指針の実施に当り具体的な人材育成の施策として反映することが必要。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-3(1)において、「舞台関係の施設・設備を運用する能力」を有する人材の養成・確保について記載しています。</p>
<p>(3)ア非常時における施設利用者の安全避難等への対応や、施設・設備等の予防的な安全管理等への対応が必要。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-9(3)において「設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする」と記載しています。</p>
<p>(3)において、「非常時対応のマニュアルの作成」を求めたらどうか。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-9(3)において、「設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする」と記載しており、必要な対策の中に、非常時対応のマニュアルの作成も含まれるものと整理しています。</p>
<p>(3)避難、救助、その他の災害に関する対応について、会館運営の使命である「利用者・来館者の安全」と「建物被害に関する調査(確認)」、またイに記載されている「一時的な被災者の受け入れ」等、災害に関する対応策について、幾つかの項目に分けて記載すべき。</p>	<p>劇場、音楽堂等の災害対策等については第2-9(3)に基本的事項を記載しているところであり、この指針の内容を踏まえ、個別具体的な対応については、それぞれの劇場、音楽堂等の設置者・運営者において適切に判断されるものと考えます。</p>
<p>10. 指定管理者制度の運用に関する事項</p>	

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>「同制度の趣旨を最大限に生かし得る方策・・・」は、「運営者の継続性に配慮した制度運用を行うべきである。」とすべき。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-10アにおいて、「質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること」、「適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること」と記載するとともに、イにおいて「優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること」と記載しています。</p> <p>また、第2-10を以下のとおり修正しました。</p> <p>「指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。」</p>
<p>有能な人材を確保するためにも、不安定な雇用環境を改善する必要があるとの視点から、「優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえるとともに、雇用環境の安定にも配慮し、適切な指定管理期間を定めること。」とすべき。</p>	<p>御指摘の雇用環境の安定の視点も、第2-10イ「有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要する」との記載の趣旨に含まれるものと考えます。</p> <p>また、第2-10を以下のとおり修正しました。</p> <p>「指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。」</p>
<p>本指針案は、網羅的であるため、各論点の重要性の度合いがやや不明確となっていることは残念。このため、特に次の点についてさらに具体的な記述がなされることを期待したい。</p> <p>(3) 指定管理者制度に関する言及を充実させること。</p> <p>設置者に対する指針として「文化庁検討会まとめ」で示された以下の事項についても明記することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 施設の目的を達成するために必要な財源の確保 ii. 指定管理料の多寡が指定管理者の選定に大きく影響を及ぼさないような配慮 iii. 指定管理料とは別の助成措置を行う等、自主事業促進のための環境の整備 iv. 利用料金制度を指定管理料の増減に利用することがないような配慮 v. 設置者と指定管理者との間の意思疎通の充実 	<p>御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。</p> <p>また、第2-10を以下のとおり修正しました。</p> <p>「指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。」</p> <p>「エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。」</p> <p>さらに、御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。</p>
<p>指定管理者の選定にあたっては、経済的な定量的指標のみだけでなく、定性的な評価が必要。利用者ないしは設置者周辺のサイレントマジョリティからの定性的評価によって指定管理者制度が運用されるよう、この事項にもその旨の記載を強く期待。</p>	<p>指定管理者の選定につきましては、第2-10アに「劇場、音楽堂等の機能を充分发挥するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること」と記載しています。</p> <p>また、第2-2(2)において、「評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある」と記載しており、この内容は、指定管理者制度が導入された劇場、音楽堂等にも当てはまります。</p>
<p>「指定管理者を公募により選定する場合には」に関して、必ずしも「公募」が妥当ではないことを想起させる表現も必要。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-10において、公募によらず選定する場合もあることを前提としつつ、公募による場合の留意点を示しているところです。</p>
<p>第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項</p>	
<p>単体の劇場・音楽堂の活動を国が支援するというより、複数の劇場、音楽堂をネットワークした事業を国が支援するというようにできないか。</p> <p>エの(イ) 地方公共団体が、・・・の後ろに次の文を付け加えられないか。</p> <p>特に、一地域にとどまらない活動への支援を強化する。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5イにおいて、「近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関の間でも連携・協力を行うこと」と記載するなど、所在する地域にかかわらない劇場、音楽堂等相互の連携・協力の重要性について記載しています。御指摘の点につきましては、今後の事業の実施も含め、参考とさせていただきます。</p>
<p>1. キ国民が居住地域にかかわらず芸術鑑賞、参加、創造するには、「地方公共団体」と「民間事業者」が行う事業のみに頼ることは不十分。</p> <p>特に国は、独立行政法人を通して国立劇場、新国立劇場、国立劇場おきなわ、国立能楽堂といった劇場・音楽堂を持っており、これらの、国が保有している劇場・音楽堂に対して、居住地域にかかわらず等しく芸術に親しむというミッションを課さないのは何故か。</p> <p>国立という名前のつく劇場に恥じないミッションを国が与えるべく、方向性を示していただきたい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第2-5エに「国立劇場及び新国立劇場にあっては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等においては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること」と記載しています。今後とも、国立劇場等と他の劇場、音楽堂等との連携・協力を促していきたいと考えます。</p>

主な意見の概要

文化庁の考え方

2. について、クの項目をもっと具体的に示してほしい。
 学校教育の中で、体育、美術、（音楽）、などと同等ぐらいに、また継続的に体験や鑑賞ができる環境整備を示されたい。またそのための学校への経費を認めるように促進されたい。子どもの芸術文化体験について、子どもにこそその機会が数多く拡充されることが前文の理念を実現する一つの重要な方法であるが、旧態依然とした学校の考え方や教育委員会などの壁は高く厚い。

御指摘の点につきましては、第2-4（1）イにおいて教育機関との連携について記載するとともに、（2）において「特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする」と記載しています。御指摘の点につきましては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び本指針の趣旨・内容を周知する際に留意したいと考えます。

第3の2. に、設置者である地方公共団体の場合は、地域の特性に応じた施策の策定として条例の制定等、明確に求めてほしい。劇場・音楽堂を設置している地方公共団体自体に深い理解と強い関心がなければ指針の通りにはまずならない。

第2-1において「地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある」と記載しておりますが、御指摘の点につきましては、今後の参考にさせていただきます。